

ふじみ衛生組合災害廃棄物処理計画【概要版】

1. 処理計画の策定

ふじみ衛生組合（以下「本組合」という。）では、首都直下地震をはじめとする巨大地震や大型台風又は集中豪雨による水害などの大規模災害発生時に、多量に発生する災害廃棄物を、迅速かつ適正に処理する体制を確保し、可能な限りリサイクルすることで、本組合の組織市である三鷹市・調布市（以下「組織市」という。）の市民生活の環境保全及び公衆衛生を確保するとともに、早期の復旧・復興に資することを目的に災害廃棄物処理計画を策定する。

2. 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、組織市が対象とする災害とし表1のとおり。また、想定する災害は、表2のとおり。なお、三鷹市において想定する地震災害のうち、最も被害が大きいのは多摩東部直下地震であり、想定する風水害のうち最も被害が大きいのは野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域である。

表1 対象とする災害

三鷹市	調布市
地域防災計画で対策上想定すべき自然災害（地震災害、風水害、土砂災害、火山災害等）	地震災害、水害及びその他自然災害とする。地震災害については大規模地震対策措置法第2条第1号の定義どおり、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する火災やその他異常な現象により生ずる被害を対象とする。水害については、台風などの多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水及び崖崩れなどの被害を対象とする。その他自然災害については、土砂災害、竜巻及び火山災害などの被害を対象とする。

表2 想定する災害

	三鷹市	調布市
地震災害	・都心南部直下地震 ・大正関東地震	・多摩東部直下地震
風水害	・多摩東部直下地震 ・立川断層帯地震	
	・野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域 ・神田川流域 ・城南地区河川流域	想定せず

3. 災害廃棄物発生量

多摩東部直下地震における組織市の災害廃棄物発生量を表3、表4に示す。風水害における三鷹市の災害廃棄物発生量を表5に示す。

表3 地震による災害廃棄物発生量

	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	合計
三鷹市	49,595t	17,504t	97,244t	157,212t	2,593	324,148t

表4 地震による災害廃棄物発生量

	木くず	その他(可燃)	その他(不燃)	コンクリートがら	金属くず	合計
調布市	27,908t	4,754t	34,660t	247,068t	9,688t	324,078t

表5 風水害による災害廃棄物発生量（三鷹市）

柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	その他	土砂	合計
3,522t	3,481t	8,724t	12,287t	573t	491t	11,877t	40,956t

4. がれき等、災害廃棄物の対応策の検討

がれき等、災害廃棄物は、組織市の仮置場で分別し、そのうち可燃物を本組合で受け入れ、焼却処理する方針とする。不燃系物については、本組合リサイクルセンターの処理能力の範囲内で受け入れ処理する。なお、災害発生時に本組合にて受け入れるごみ種は、通常時に組織市から受け入れているごみ種とする。

5. 組織市との連携方法の確認

災害時における廃棄物処理に係る組織市との連携体制は図1のとおりである。

発災時は、廃棄物処理施設での処理について、本組合及び組織市間で連携し、国や都との情報連絡を行う。

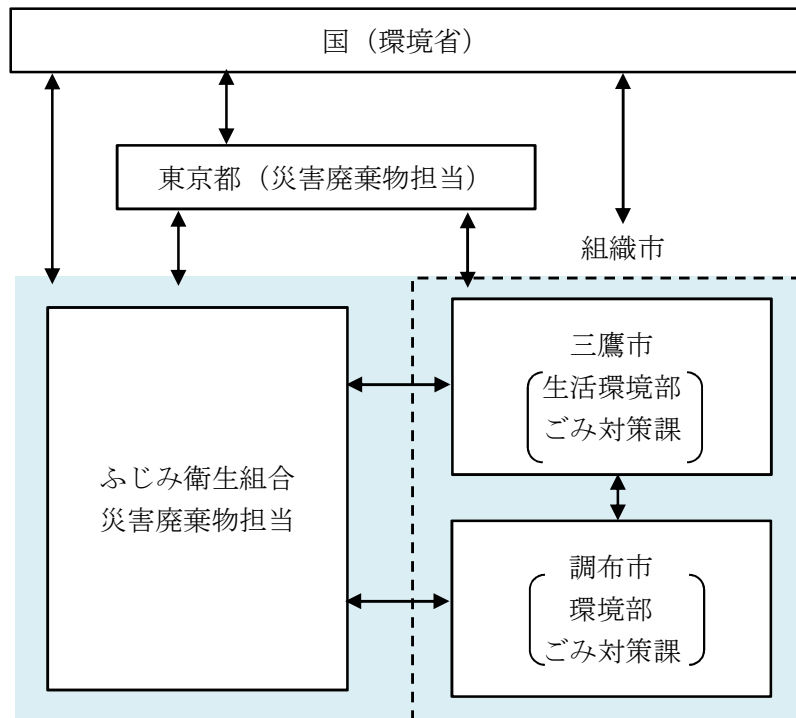


図1 組織市との連携体制

6. 自治体共同処理体制（共同組織）の整備

組織市及び本組合においては、発災時に災害廃棄物を合同で処理するための組織（以下「共同組織」という。）を立ち上げるなどの体制整備が必要となる。

発災時に、円滑かつ迅速な立ち上げができるように、共同組織の体制について検討する。あわせて、災害廃棄物の合同処理に関する基本的な考え方や処理方法等を記した、合同処理マニュアルを策定する。

また、災害廃棄物の収集・運搬から処理・処分までのフローにおいて、本組合で受入可能な災害廃棄物の種類・性状や処理可能量、仮置場の分別区分、搬入用車両の種類・大きさ等の条件、処理・処分先の受入条件や処理可能量等をあらかじめ組織市と確認・検討しておく。

（確認・検討事項）

- ・被災現場（集積所を含む。）から、処理処分先に直接搬入する場合の受入条件（種類・性状）
- ・生活ごみ・避難所ごみ（携帯トイレ、簡易トイレを含む。）の収集・運搬体制の構築、処理処分先の調整

7. 災害廃棄物、生活ごみ、避難所ごみ処理

発災時には災害廃棄物を処理するとともに、平常時から発生する生活ごみのほか、避難所ごみの処理も行う。

8. 実務的な業務手順

平常時及び発災後に本組合が取り組むべき災害廃棄物処理業務の進め方を表7に示す。発災後は第一に組合職員の安否確認を行い、災害廃棄物処理に従事する人員を確保する。

表 7 災害廃棄物処理業務の進め方



9. 処理フローの検討

(1) 可燃物の処理フロー

組織市で発生した災害廃棄物のうち、可燃物はクリーンプラザふじみで焼却処理し、東京たま広域資源循環組合でエコセメント化する。

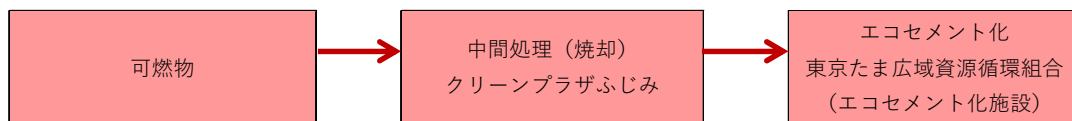


図 2 可燃物の処理フロー

(1) 不燃物の処理フロー

組織市で発生した災害廃棄物のうち、不燃物は、可能な限りリサイクルセンターで破砕選別等の中間処理を行う。破砕選別等が行われた不燃物は、焼却、再資源化、最終処分と適正に処理・処分する。

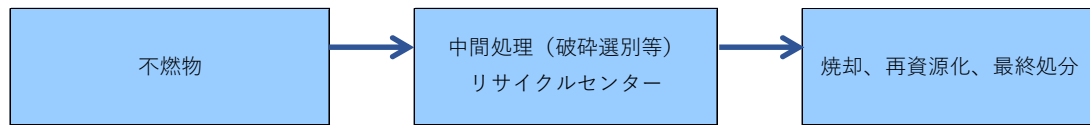


図3 不燃物の処理フロー

10. 本組合内体制の整備

災害時には、組織全体で災害廃棄物等の処理に当たることとする。図4に災害廃棄物合同処理本部における本組合の組織図（案）を示す。

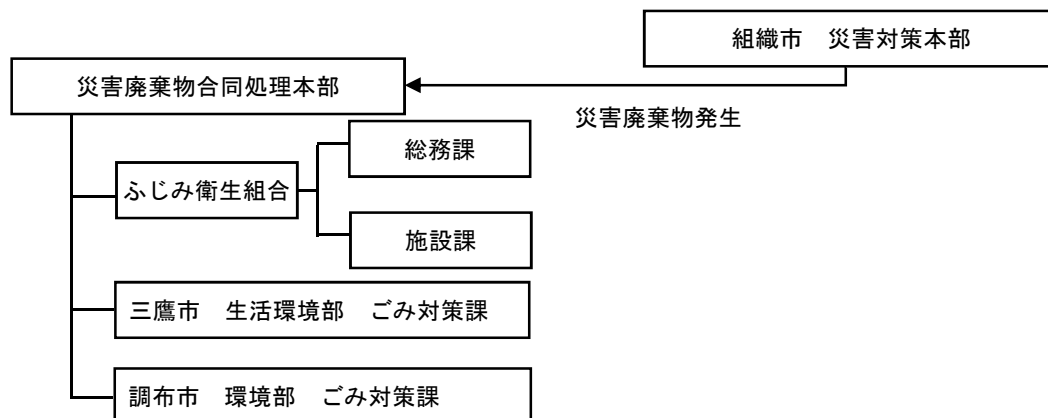


図4 災害廃棄物合同処理本部における本組合の組織図（案）

本組合における担当ごとの災害廃棄物等に対する業務内容を、表8に示す。

表8 担当ごとの業務概要

業務概要	担当
・ 災害状況の把握 ・ 構成自治体との連絡調整及び情報収集 ・ 災害対応人員の確保 ・ 災害廃棄物等のデータ整理 ・ 組織市間の受入量の調整 ・ 組織市住民等からの問い合わせ対応、組織市の広報の補助	総務課
・ 管理施設の被災状況の把握及び被災個所の復旧体制等の整備 ・ 各種運転資材（用水、燃料、薬品等）の残余量の把握及び必要量の確保 ・ 災害廃棄物等の処理 ・ 災害廃棄物等の受入体制の整備	施設課

11. 住民広報

本組合に災害廃棄物の直接搬入は行わないので、そのことを住民等へ広報する必要がある。本組合施設における住民からの問い合わせ対応についても検討しておく必要がある。

また、被災が組織市の両方で発生した場合は、共通のチラシを作成し、広報する。組織市の住民への広報の内容について情報収集して対応する。